④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）

なお、届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定値通知書の写しを提出すること。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑵　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑸　本工事に特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体有資格業者として確認申請書等を提出することはできない。経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合についても同様とする。

⑹　機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること（⑶の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）。

⑺　次の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。

①　単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐及び㋑の工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事でなくてよい。

また、特定ＪＶ、経常ＪＶ、事業協同組合にあっては、構成員のうち１社が、平成11年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐の要件を満たす工事の施工実績を有するとともに、その他の構成員は、平成11年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋑の施工実績を有すること。

なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

（同種工事として認める施工実績の要件）

㋐　『ＴＢＭによるトンネル工事』

㋑　『密閉型シールドによる岩盤のトンネル工事』

②　同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）の工事実績情報サービス（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されている工事から選定すること。

③　同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満のものは同種工事の施工実績として認めない。

④　工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

⑻　次の①から③に掲げる基準のいずれかを満たす管理技術者及び照査技術者（以下「配置予定設計技術者」という。）を実施設計の実施期間中に配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

なお、配置予定設計技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

①　『技術士法（昭和58年法律第25号）』による第２次試験のうち建設部門、上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「環境衛生工学」とするものに限る。）、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（「建設部門」に係るもの、「農業部門」の選択科目を「農業土木」又は「森林部門」の選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

②　（公社）土木学会が認定した特別上級土木技術者（「総合」、「地盤・基礎」、「流域・都市」又は「設計」とするものに限る。）又は上級土木技術者（「地盤・基礎」、「流域・都市」、「河川・流域」又は「設計」とするものに限る。）又は一級土木技術者（「地盤・基礎」、「流域・都市」、「河川・流域」又は「設計」とするものに限る。）の資格を有する者

③　ＲＣＣＭ（選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」、「電力土木」、「上水道及び工業用水」、「下水道」、「農業土木」、「森林土木」又は「トンネル」とするものに限る。）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者

⑼　次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に専任で配置できること。

なお、配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑽　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止については、本工事の競争参加を認めることがある。この場合、当該指名停止の期間に応じて技術評価点を減点する。

⑾　提出された技術提案書（設計・施工計画を含む。）に関する提案内容が、発注者の設定している制約条件を遵守していること。

⑿　機構が発注した工事のうち、平成24年１月１日から平成25年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⒀　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　設計施工一括に関する事項

⑴　技術提案書等の提出　入札説明書及び設計図書に基づき適切な設計方針及び施工計画（以下「設計・施工計画」という。）を立案し、その内容を示した技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）を提出すること。